

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

令和3年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る課税標準額の特例措置の申告書類は、償却資産申告書と併せて令和3年2月1日までに提出してください。

▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象になるもの

事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象になるものの例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けているものなど(詳しくは市ホームページを参照してください)
※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

▶申告書受付期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

▶その他

令和2年度分の申告をしている方には、12月に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ

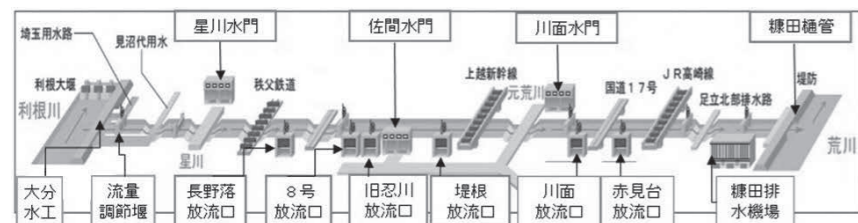
同課資産税担当(内線233・234)



ご存じですか 武蔵水路の内水排除

(独)水資源機構利根導水総合事業所が管理する武蔵水路は、台風などの大雨による水路周辺の出水を、3つの水門(星川、忍川、元荒川)と6つの放流口から取り込み、荒川に排水(最大毎秒50立方メートル)しています。この役割のことを「内水排除」と呼びます。

内水排除は昭和46年から始まり、令和2年9月末現在までに計107回(今年度は4回)行っています。近年は短時間・局地的な大雨が頻発し、年間実施回数は増加傾向となっています。今後も、埼玉県・行田市・鴻巣市などの関係機関と連携し、内水排除を実施していきます。



▶問い合わせ 同機構利根導水総合事業所第二管理課 ☎557-1501



佐間水門の忍川からの取り込み状況

固定資産税に関する 土地現況調査を行っています

市では現在、地方税法に規定されている実地調査を行っています。市内の土地の利用状況について、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が2人1組で調査していますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が現況調査を行います。

- ▶変更例
 - ・農地から駐車場や資材置き場などに変えたとき
 - ・土地に太陽光発電設備を設置したとき
 - ・建物を壊して更地にしたとき

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233)

忍城のパープルライトアップ

毎年11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。期間中、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンにちなみ、忍城を紫色にライトアップします。

皆さんでライトアップを楽しみながら、この機会にドメスティック・バイオレンスについて考えてみましょう。なお、女性に対する暴力をなくす運動の詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。

▶日時 11月12日(木)～25日(水)午後5時～10時
▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

公平な税負担を確保するために

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納期限内に納付しないで滞納になると、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

令和元年度差押えなどの実績

差押財産	件数
不動産	2件
自動車	0件
預貯金	131件
給与・年金	40件
生命保険	37件
その他	8件
合計	218件

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口

- 休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午 ※年末年始を除く
- 夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時 ※祝日および年末年始を除く
- 場所 収納課

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

滞納処分の流れ

- ◎督促状・催告書の発送
↓ 納期限までに納付がない場合に発送
- ◎財産調査
↓ 納期限までに納付がない場合には、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施
- ◎差押え
↓ 財産の差押え
- ◎取り立て・公売
↓ 差押えた財産を強制的に取り立てや公売をして金銭に換え、滞納している税金に充当

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。※収納課での申し込み手続きは、キャッシュカードでもできます。

コンビニ・スマホアプリで納付できます

休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができません場合があります。ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話で納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。